

九 私立学校教職員共済法等の一部改正関係

私立学校教職員共済法、国家公務員共済組合法及び地方公務員等共済組合法について、一の1及び3に準じた改正を行うこととした。(附則第七条、第九条関係)

一〇 検討規定

政府は、この法律の施行後三年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律の施行の状況、医療の質の向上に資するための情報の活用、個人の番号カードの普及の状況その他社会経済の情報化の進展状況等を勘案し、必要があると認めるときは、改正後の各法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずることとした。(附則第二条関係)

一一 施行期日等

1 経過措置

この法律の施行に関し必要な経過措置を定めることとした。(附則第三条、第六条、第一五条及び第一六条関係)

2 施行期日

この法律は、一部の規定を除き、平成三二年四月一日から施行することとした。

◇アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律の施行期日等を定める政令(政令第七号)(内閣官房)

アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律(平成三一年法律第一六号)の施行期日は、令和元年五月二四日とする。こととした。

◇アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律施行令(政令第八号)(内閣官房)

1 管理委託の手続

国土交通大臣及び文部科学大臣は、アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律(以下「法」という。)第九条第一項の規定によりその所管に属する民族共生象徴空間構成施設の管理を指定法人(同項に規定する指定法人をいう。2において同

じ)に委託するときは、契約書において次に掲げる事項を定めておかなければならないものとした。(第一条関係)

(一) 管理を委託する民族共生象徴空間構成施設の名称及び所在地

(二) 管理の委託を開始する年月日

(三) 管理の方法

(四) 管理の委託の条件

(五) その他必要な事項

2 管理責任の移転の時期

第九条第一項の規定により管理の委託を受けた指定法人(以下単に「指定法人」という。)は、1(二)の管理の委託を開始する年月日以後、当該管理を委託された民族共生象徴空間構成施設(以下「受託施設」という。)の管理の責任を負うものとした。(第二条関係)

3 指定法人の義務

(一) 指定法人は、受託施設をその用途又は目的に応じて善良な管理者の注意をもって管理しなければならないものとした。(第三条第一項関係)

(二) 指定法人は、受託施設について、水害、火災、盗難、損壊その他受託施設の管理上支障のある事故が発生したときは、直ちに必要に応急の措置を講じなければならないものとした。(第三条第二項関係)

4 他の用途への使用等

指定法人は、受託施設について、その本来の用途又は目的を妨げない限度において、他の用途又は目的に使用し、若しくは収益し、又は他人に使用させ、若しくは収益させる行為をしようとするときは、あらかじめ、当該受託施設を所管する国土交通大臣又は文部科学大臣の承認を受けなければならないものとした。(第四条関係)

5 滅失又は損傷の場合の報告

指定法人は、天災その他の事故により受託施設が滅失し、又は損傷したときは、遅滞なく、当該受託施設を所管する国土交通大臣又は文部科学大臣に報告しなければならないものとした。(第五条関係)

6 改築等の制限

指定法人は、受託施設について改築、増築その他の工事(当該受託施設の構造に変更を及ぼすものに限る。)をしようとするときは、あらかじめ、当該受託施設を所管する国土交通大臣又は文部科学大臣の承認を受けなければならないものとした。(第六条関係)

7 管理台帳

指定法人は、受託施設について一定の事項を記載した管理台帳をその事務所に備えて置かなければならないものとした。(第七条関係)

8 管理状況の報告

指定法人は、受託施設について、毎年度の管理の状況を翌年度の五月三十一日までに当該受託施設を所管する国土交通大臣又は文部科学大臣に報告しなければならないものとした。(第八条関係)

9 商標登録出願等に係る登録料の軽減

(一) 法第一八条第二項の規定により登録料の軽減を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に、申請に係る地域団体商標の商標登録が認定アイヌ施策推進地域計画に記載された商品等需要開拓事業に係る商品又は役務に係るものであることを証する書面を添付して、特許庁長官に提出しなければならないものとした。(第九条第一項関係)

(2) 申請に係る地域団体商標の商標登録出願の番号又は登録番号

(3) 登録料の軽減を受けようとする旨

(二) 特許庁長官は、(一)の申請書の提出があったときは、商標法第四〇条第一項若しくは第二項又は第四一条の二第一項若しくは第七項の規定により納付すべき登録料の金額の二分の一に相当する額を軽減するものとした。(第九条第二項関係)

10 商標登録出願の手数料の軽減

(一) 法第一八条第三項の規定により商標登録出願の手数料の軽減を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に、申請に係る地域団体商標の商標登録が認定アイヌ施策推進地域計画に記載された商品等需要開拓事業に係る商品又は役務に係るものであること

を証する書面を添付して、特許庁長官に提出しなければならないものとした。(第一〇条第一項関係)

(1) 申請人の氏名又は名称及び住所又は居所

(2) 申請に係る地域団体商標の商標登録出願の表示

(3) 商標登録出願の手数料の軽減を受けようとする旨

(二) 特許庁長官は、(一)の申請書の提出があったときは、特許法等関係手数料令第四条第二項の表第一号の規定により計算される商標登録出願の手数料の金額の二分の一に相当する額を軽減するものとした。(第一〇条第二項関係)

11 権限の委任

この政令に規定する国土交通大臣の権限は、国土交通省令で定めるところにより、その一部を北海道開発局長に委任することができるものとした。(第一一条関係)

12 施行期日等

(一) その他所要の規定の整備を行うこととした。(附則第二条、第五条関係)

(二) この政令は、法の施行の日から施行するものとした。

◇南スーダン国際平和協力隊の設置等に関する政令の一部を改正する政令(政令第九号)(内閣府本府)

1 南スーダン国際平和協力隊を置く期間を令和二年五月三十一日までとすることとした。(第一条関係)

2 この政令は、公布の日から施行することとした。